

## 業務委託契約書(案)

1 委託業務の名称 令和8年度 原村専任移住コーディネーター業務

2 履行場所 原村内及び任意の活動場所

3 履行期間 令和8年 月 日から令和9年3月31日まで

4 契約上限額 5,000,000 円  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 454,545 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に110分の10を乗じて得た額である。

5 契約保証金

受託者は、契約保証金 500,000 円をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

上記の委託業務について、委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、委託者及び受託者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 長野県諏訪郡原村 6549 番地 1  
長野県 原村  
原村長 牛山 貴広

受託者 (住所又は所在地)  
(氏名又は名称及び代表者名)

(総則)

第1条 委託者と受託者両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 受託者は、この契約の履行に際して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(秘密の保持)

第1条の2 受託者は、本契約の履行に際し知り得た委託者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第1条の3 受託者は、委託業務の遂行に伴い個人情報を取り扱うときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び委託者の規定を遵守し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(契約の保証)

第2条 受託者は、契約保証金をこの契約締結と同時に委託者に支払うものとする。

2 委託者は、第4条第4項の規定により委託業務完了時における最終の報告書の検査に合格し、その引渡しを受けた後、速やかに契約保証金を返還するものとする。

3 契約保証金には、利子を付さないものとする。

(委託業務の内容及び処理方法等)

第3条 委託業務の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 移住希望者に対する相談対応及び情報提供
- (2) 定住に向けた支援及び移住後のフォローアップ
- (3) SNS等を活用した移住促進のための情報発信
- (4) 移住促進のためのイベント（村内外）の企画・実施
- (5) 移住体験住宅の利用募集・受入・管理
- (6) その他、委託者が必要と認めるもの

2 頭書に定める履行場所のうち、原村外等での任意の活動は、前項の委託業務内容に伴う場所で活動可能とする。

3 受託者は、前2項及び別添の仕様書（募集要項等を含む。以下同じ。）に基づき委託業務を実施しなければならない。

4 受託者は、仕様書に定めのない事項については、委託者の指示を受け委託業務を実施しなければならない。

(業務の報告及び検査)

第4条 受託者は、毎月の活動状況及び成果を取りまとめ、翌月〇日（ただし3月分については同月31日）までに委託業務報告書を委託者に提出しなければならない。

2 委託者は、前項の規定による報告書の提出があったときは、10日以内に受託者立会いの上で当該業務の検査を行い、合格したときはこれを受領するものとする。

- 3 受託者は、前項の規定による検査の結果不合格となり、補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、補正完了後、再検査を受けなければならない。この場合、再検査の期日については前項の規定を準用する。
- 4 委託業務完了時における最終の報告書及び成果品については、前3項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第5条 頭書に規定する契約上限額の範囲内において、委託者が受託者に支払う委託料の内訳は次のとおりとする。

- (1) 定額分：1月あたり 250,000円
  - (2) 経費分：1月あたり 上限170,000円（イベント開催に伴う旅費及び報償費、会場使用料、賃借料、印刷消耗品費を対象とする。ただし概ね30,000円以上の備品の購入をする際には村へ事前協議を行うものとする。）
- 2 委託者は、受託者が前条第2項の検査に合格したのち、前項第1号の定額分について受託者から適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該月の委託料を支払うものとする。
  - 3 委託者は、第1項第2号の経費分について、受託者が毎月の業務報告時（又は業務完了時）に証拠書類を添えて請求し、委託者がその内容を審査し適正と認めた実費相当額を、前項の規定に準じて支払うものとする。
  - 4 委託者が、その責に帰すべき事由により、前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その遅延日数は、第2項（前項において準用する場合を含む。）に規定する日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が30日を超えるときは、第2項に規定する期間は、遅延日数が30日を超えた日に満了したものとみなす。

(危険負担)

第6条 第4条の規定による引渡し前に生じた成果品の亡失又はき損による損害は、受託者の負担とする。

(契約不適合責任)

第7条 受託者は、成果品の引渡し後1年間に、当該成果品に直ちに発見することができない、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものが発見されたときは、委託者の指定する日までに、自らの負担において当該成果品を修補し、又は代品を納入しなければならない。

(権利義務の譲渡、承継)

第8条 受託者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(再委託の禁止)

第9条 受託者は、委託業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託者が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合は、この限りでないものとする。

(契約内容の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、委託業務内容を変更することができる。

2 前項の場合、委託者と受託者が協議の上、委託料、履行期間その他の契約内容を変更するものとする。

3 委託者は、第1項の変更により受託者に損害を与えたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(契約解除)

第11条 委託者は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができるものとする。

(1) 受託者が、その責に帰すべき事由により、頭書に規定する期間内に委託業務を完了しないとき又は完了することができないことが明らかと認められるとき。

(2) 受託者が暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者（以下「暴力団等」という。）に該当する旨の通報を警察当局から委託者が受けたとき。

(3) 前各号の場合のほか、受託者がこの契約に違反したとき。

(談合その他の不正行為による解除)

第11条の2 委託者は、受託者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受託者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定により措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。

(2) 受託者（受託者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定に該当し、刑が確定したとき。

(再委託契約に関する契約解除)

第11条の3 委託者は、この契約の受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）が暴力団等に該当する旨の通報を警察当局から受けた場合、受託者に対して再委託契約の解除を求めることができる。

2 委託者は、受託者が前項の規定に従わなかった場合、この契約を解除することができる。

(著作権及びアカウントの帰属等)

第11条の4 委託業務の遂行に伴い受託者が作成した成果物等の著作権（著作権法

(昭和 45 年法律第 48 号) 第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。) は、委託者に帰属するものとする。

- 2 委託業務を目的として開設及び運用した SNS 等のアカウント管理権限は委託者にあるものとし、受託者は本契約の終了後、速やかに当該アカウントを委託者に引き継がなければならない。

(債務不履行の損害賠償)

第 12 条 受託者は、その責に帰すべき事由により、期間内に委託業務を完了しないとき又は第 4 条第 1 項に規定する期限までに委託業務報告書を提出しないときは、当該期限の翌日から委託業務を完了した日又は委託業務報告書を提出した日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5% の割合で計算した額の遅延損害金を委託者に支払わなければならない。

- 2 委託者は、その責に帰すべき事由により、第 5 条第 2 項に規定する期限までに委託料を支払わないときは、当該期限の翌日から支払った日までの日数に応じ、委託料に対し年 2.5% の割合で計算した額の遅延利息を受託者に支払わなければならない。

- 3 受託者は、第 7 条の場合において、委託者に損害を与えたときは、その損害に相当する額を損害賠償として委託者に支払わなければならない。

- 4 受託者は、第 11 条から第 11 条の 3 までの規定により契約が解除されたときは、頭書 5 に規定する契約保証金の額に相当する額を違約金として委託者に支払わなければならない。

- 5 委託者は、前項の場合において、第 2 条第 1 項の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができるものとする。

- 6 受託者は、第 1 項又は第 4 項の場合において、委託者の受けた損害が同項に規定する遅延損害金又は違約金の額を超えるときは、その超える額についても委託者に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第 13 条 受託者は、第 11 条の 2 の各号のいずれかに該当するときは、委託者が契約を解除するか否かを問わず、契約金額の 2 倍に相当する額を賠償金として、委託者の指定する期間内に支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第 1 号の場合において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法 (昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号) 第 6 項で規定する不当廉売であるとき、その他委託者が特に認めるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定は、委託者に生じた実際の損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(暴力団等からの不当介入に対する報告及び届出の義務)

第 14 条 受託者は、当該契約に係る業務の遂行に当たり暴力団等から不当な要求を受

けたときは、遅滞なく委託者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(疑義の解決)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、委託者と受託者が協議して定めるものとする。